

## 17. その他資料(選挙啓発関連資料・選挙公報)



市役所横断幕



三宮交差点看板



ポスター掲示場・のぼり



地下鉄車内中刷広告



ポスター



しゃべるポスター



啓発リーフレット



啓発ティッシュ



新有権者向けダイレクトメール



除菌シート



# 選挙のお知らせ

平成28年6月発行／神戸市選挙管理委員会

## 参議院議員通常選挙

投票日 **7月10日(日)** 午前7時～午後8時  
そろって投票しましょう



平成27年度 明るい選挙をすすめるポスターコンクール  
[特選] 神戸市立 湊翔楠中学校3年 山田菜月さんの作品

### ◆神戸市で投票できる人は 今回の選挙から18歳以上

- 平成10年7月11日までに生まれた人で、平成28年3月21日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内に居住している人です。  
※6月21日現在、市内に居住していなくても、3か月以上神戸市内に居住していた場合は、神戸市で投票できるケースもありますので、お問い合わせください。  
なお、今年の3月22日以降に神戸市に転入届を出した人は、今回の選挙は神戸市では投票できませんので、旧住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### ◆投票方法等は

- 今回の選挙では、参議院選挙区選挙と比例代表選挙の2種類の投票となります。
- 参議院選挙区選挙：「うすい黄色」の投票用紙に、「候補者の氏名」を書いて投票します。
  - 参議院比例代表選挙：「白色」の投票用紙に、「候補者の氏名」または「名簿届出政党等の名称又は略称」を書いて投票します。

### ◆投票所は

- 「投票のご案内」を公示日（6月22日）以降、できるだけ早く世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。  
※「投票のご案内」を、なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。
- 市内で住所を移した人（選挙人名簿に登録されている人）の投票所は、次のとおりです。  
①今年6月8日までに「住民異動届」を出した人 ⇒ **新しい住所地の投票所**  
②今年6月9日以降に「住民異動届」を出した人 ⇒ **もとの住所地の投票所**

- 今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。⇒ **裏面に記載の地域**です。
- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月（〇月生まれ）をお尋ねしています。

### ◆期日前投票は

選挙期日(7月10日)に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

- 受付場所は ⇒ **選挙人名簿に登録されている区**の区役所等の期日前投票所にお越しください。
  - ◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所（山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河）で投票できます。
  - ◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所で投票できます。
  - ◇垂水区の選挙人名簿に登録されている人⇒垂水区役所のほか、神戸市外国語大学内の三木記念会館で投票できます。
  - ◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所（伊川谷、押部谷、神出、岩岡、櫛谷、平野）で投票できます。  
※投票の際には、宣誓書への記入が必要となりますので「投票のご案内」裏面に記載している様式に、予め必要事項を記入のうえご持参ください。  
※「投票のご案内」は郵便事情で遅れる場合があります。ご持参いただけない場合でも、期日前投票所で宣誓書をご記入いただくことで投票できます。
- 受付期間・時間は
  - ◇期間 ⇒ **6月23日(木)～7月9日(土)**  
※期間中の土曜、日曜も受け付けています。  
※神戸市外国語大学内の期日前投票所（受付は垂水区のみ）は、7月2日(土)～9日(土)正午～午後8時で受け付けています。
  - ◇時間 ⇒ **午前8時30分～午後8時**（※北区、西区の連絡所は午前9時～午後5時）  
（注）選挙期日（7月10日）には18歳になるが、期日前投票をするときにはまだ17歳の人は、期日前投票はできませんが、不在者投票をすることができます。受付期間・場所は、期日前投票と同じです。

### ◆不在者投票は

- 旅行や出張などで、選挙期日（7月10日）の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きをすれば滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
  - ◇手続きの概略は、次のとおりです。
    - ①「投票のご案内」裏面に印刷の「宣誓書」に必要事項を記入のうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会あてに郵送してください。  
※滞在先の選挙管理委員会や神戸市のホームページからダウンロードできる「投票用紙等請求書兼宣誓書」を郵送しても請求できます。  
神戸市のホームページ⇒ [神戸市選挙 検索](#) ※FAXや電子メールでは、請求できません。



- ②選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」(封筒に入っています。)等を滞在先にお送りします。
- ③お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。  
※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。**(開封すると投票できません)**  
※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載しないでください。

◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

- 病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は  
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は  
◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障害名	障害の等級		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○
肝臓、免疫の障害	○	○	○

◇左記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人(選挙権を有する人に限ります。)が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。

◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区選挙管理委員会にお問い合わせください。

◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、7月6日(水)までに、当該証明書を添えて、登録されている区選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

②戦傷病者手帳をお持ちの人(○印は該当者)

障害名	障害の等級			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

③介護保険の被保険者証(※資格者証ではありません。)をお持ちの人

被保険者の要介護状態区分	要介護5
--------------	------

※詳しくは、下記の選挙管理委員会までお問い合わせください。

## ◆点字投票・代理投票は

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所や期日前投票所の係員にお申出ください。なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票(※郵便等による不在者投票は除きます。)でも行うことができます。

## ◆投票所が変更になった地域

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
中央区	上筒井通1～5丁目、野崎通1～3丁目	上筒井小学校・筒井台中学校
	神若通1・2丁目、国香通1・2丁目、熊内橋通1～7丁目、旗塚通1～7丁目	ふきあいの郷
	相生町2丁目、古湊通1・2丁目、橋通1～4丁目、多聞通1～5丁目、中町通2～4丁目	橘地域福祉センター
兵庫区	上祇園町、下祇園町、上三条町、下三条町、平野町(字上ノ山、字皿器谷、字平野谷、字済渡を除く)	神戸祇園小学校
	湊山町、雪御所町、山王町1・2丁目、烏原町(字片楚を除く)	雪御所児童館
長田区	大日丘町3丁目、萩乃町2・3丁目、雲雀ヶ丘1～3丁目	大日丘地域福祉センター
須磨区	明神町5丁目、神撫町3～5丁目、禅昌寺町1・2丁目、妙法寺字アチ口、樫原、三ツ滝、円満林(2・6番地)、元山(1～6番地)、口ノ川	宝雲閣

## ◆投票所の施設の名称が変更になった所

区	名称が変更になった投票所	新しい投票所名
中央区	港島小学校	義務教育学校港島学園
兵庫区	旧荒田小学校	みなと幼稚園
長田区	丸山小学校	丸山ひばり小学校
	おもいけ園	おもいけ園(仮設園舎)
西区	神戸視力障害センター	神戸視力障害センター地域交流研修棟
	古神公会堂	古神公民館

## ◆投票区域が変更になった所

区	投票所が変更になった地域	新しい投票所
垂水区	高丸8丁目	千鳥が丘小学校

### — 投開票速報等の実施について —

7月10日(日)は、神戸市選挙管理委員会のホームページで、参議院議員通常選挙の投開票速報(神戸市分)を行います。下記のアドレスからアクセスしてください。

- 神戸市 [神戸市 検索](http://www.city.kobe.lg.jp) <http://www.city.kobe.lg.jp>
- 神戸市選挙管理委員会 ホームページ [神戸市選挙 検索](http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html) <http://www.city.kobe.lg.jp/information/senkyo/index.html>

6月23日(木)から、毎日午後10時頃に当日の期日前投票の投票者数(神戸市分)の速報も掲示しています。ただし、7月9日(土)は最終日の集計を行いますので午後11頃の見込みです。

### — 選挙公報について —

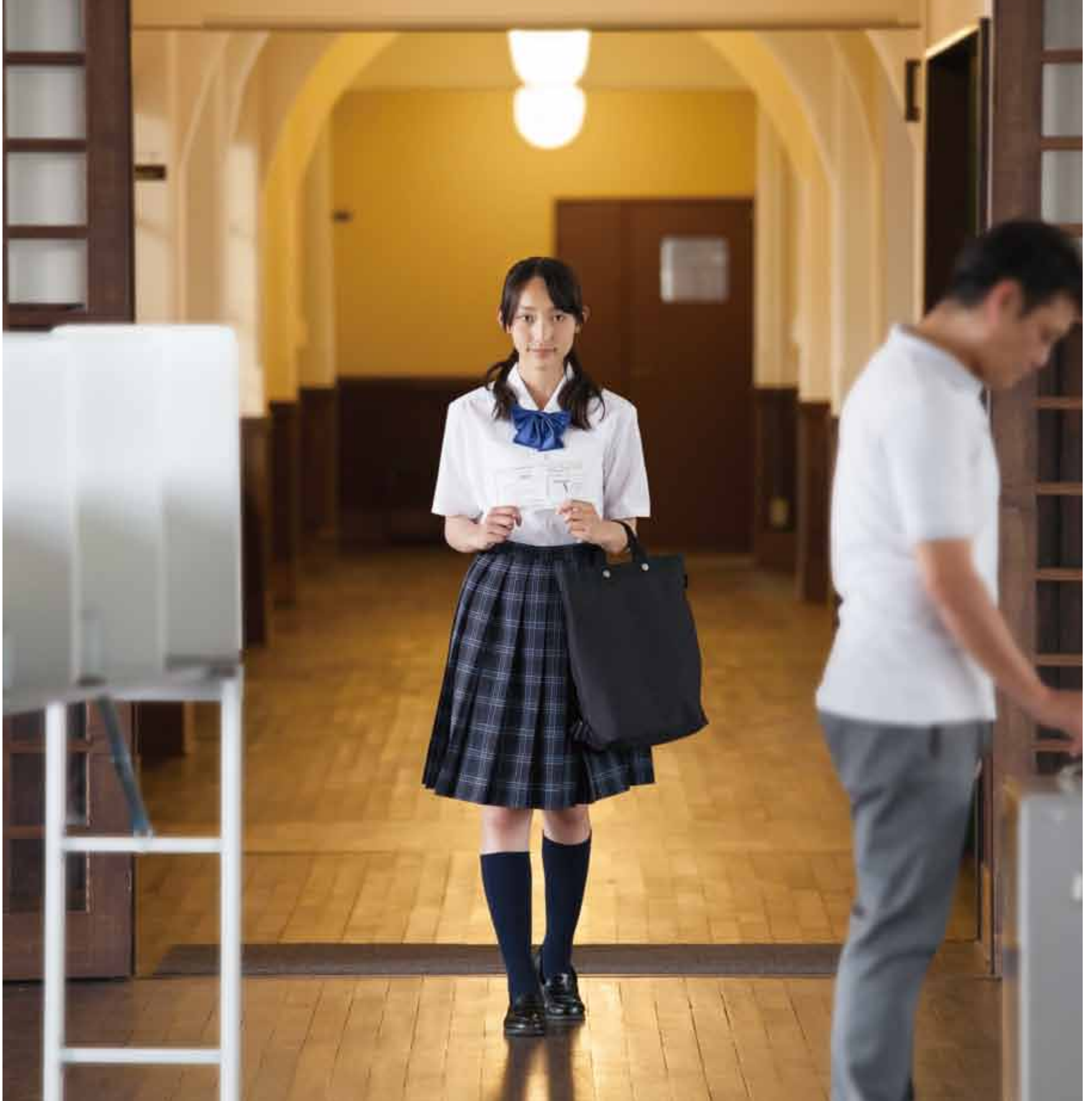
区選挙管理委員会から配布します。神戸市選挙管理委員会のホームページでもリンク先を掲載します。ホームページに掲載された選挙公報はプリントして不特定または多数の人に頒布できませんのでご注意ください。

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

東灘区選挙管理委員会	TEL 078-841-4131 (代)
灘区選挙管理委員会	TEL 078-843-7001 (代)
中央区選挙管理委員会	TEL 078-232-4411 (代)
兵庫区選挙管理委員会	TEL 078-511-2111 (代)
北区選挙管理委員会	TEL 078-593-1111 (代)
長田区選挙管理委員会	TEL 078-579-2311 (代)
須磨区選挙管理委員会	TEL 078-731-4341 (代)
同(北須磨支所)	TEL 078-793-1212 (代)
垂水区選挙管理委員会	TEL 078-708-5151 (代)
西区選挙管理委員会	TEL 078-929-0001 (代)
神戸市選挙管理委員会	TEL 078-322-5815 (直)

## ◆お知らせ

- 選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の一部を改正する法律が、平成27年6月17日に成立し、6月19日に公布されました。1年後の平成28年6月19日に施行されたため、選挙権年齢が「18歳以上」へ引き下げられました。
- 選挙人の同伴する子ども(幼児・児童、生徒その他満18歳未満の者)は、投票所に入ることができるようになりました。ただし、選挙人自ら自書しなければならない原則から、子どもが選挙人に代わって投票用紙に候補者名等を記載することができません。選挙人が自ら投函しなければならない原則から、子どもが選挙人に代わって記入済みの投票用紙を投函することはできません。



特集

## 未来を決めるのは、私たちの一票だ

Contents

編集/広報課 ☎(078) 322-5013、☎(078) 322-6007

- |                             |   |                                    |
|-----------------------------|---|------------------------------------|
| 03 久元市長の神戸を想う<br>「社会を変えるには」 | 07 神戸発 空旅・船旅  | 12 市からのお知らせ<br>今月のスイーツ店&プレゼント      |
| 04 最新のロボット技術に触れよう ほか        | 08 暮らしにプラス<br>● こうべ省エネチャレンジ2016夏 ほか<br>● 飲み物でも虫歯になる!?<br>● 親子で楽しむジャズコンサート | 13 こうべ子育てナビ<br>「一人で子育てに悩んでいませんか」ほか |
| 05 みなとこうべ海上花火大会 ほか          |   |                                    |
| 06 用途地域を見直します ほか            |   |                                    |

撮影場所:ふたば学舎(地域人材支援センター)



# 未来を決めるのは、私たちの一票だ

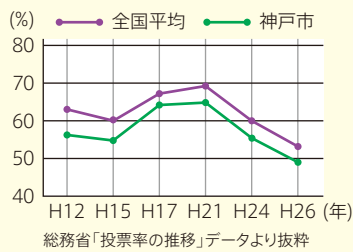
「選挙」は皆さんにとって行かなくてはならないものですか。それとも、行かなくてもよいものですか。平成27年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられました。選挙制度が変わるこの機会に、改めて「選挙」について考えてみませんか。

## 約半数は投票に行っていない!?



こんにちは。私は神戸市選挙管理委員会の選挙、行男です。今日は、選挙の大切さを皆さんにお伝えします。

## 衆議院議員選挙投票率



平成26年に実施された衆議院議員選挙での投票率は全国平均で、過去最低の52・66%。神戸市は、全国平均を長年下回っています。皆さん、ぜひ投票に行ってくださいね。

でも、投票って面倒だから行かへんわ。

そうそう!

いやいや、投票って5分もあれば簡単にできるんですよ。

## 投票までの流れ

- ①案内を持って投票所へ
- ②投票用紙を受け取って
- ③候補者の名前などを記入し
- ④投票箱に入れる

## 私たちの意見を政治に反映させるため

そもそも選挙って何で行かなあかんのか? 政治なんて私に関係ないやん。

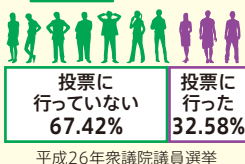


## 選挙権年齢が70年ぶりに変わります

18歳から投票できるようになりますよ。



## 20歳代の投票率



若い世代の投票率は、ほかの世代に比べて低くなっています。しかし、未来の日本を担うのは今の若い世代の皆さんです。社会の一員であるという意識を持ってもらうため、選挙権年齢の引き下げが行われたんです。

若い世代が投票に行かないとどうなるんですか?



若い世代の声は政治に届きにくくなってしまいます。若い世代に向けた政策が実現しにくくなったり、時間がかかったりするかもしれません。

私たちが望む未来にするには、今、選挙に行かないと変わらないんですか。



## 神戸から若い世代の投票率をアップ

これまで政治に関心がなかったのですが、18歳から投票できるようになり、身近に感じるようになりました。投票にはしっかりと行きたいと思っています。



大野 雄斗さん(市立科学技術高等学校・17歳)

若い世代が投票に行かないと、若い世代向けの政策が少なくなってしまうことを授業で学び、投票に行かないといけないと思いました。



森田 知子さん(市立科学技術高等学校・18歳)

## 投票へ行こう! 参議院議員選挙

日時 7月10日(日) 7時~20時

投票できる人 満18歳以上(平成10年7月11日までに生まれた人)の日本国民

投票する場所 6月22日(水)以降に世帯ごとを送付する「投票のご案内」で確認してください

●投票日は予定があつて投票所に行けない...という人は期日前投票へ

期間 6月23日(木)~7月9日(土) 8時30分~20時 (北・西区の連絡所は9時~17時)

投票する場所 選挙人名簿に登録されている区の区役所・支所・出張所・連絡所

これなら学校帰りや仕事帰りにも投票できるから便利だね。



※出張や入院などで長期間不在にしている場合には、不在者投票ができます。詳細は☎へ

## ●明るい選挙作品コンクールの作品募集中!

選挙や政治に関心を持ってもらうため、ポスターとまんがを募集します。詳細はホームページで。神戸市選挙 検索

## ●寄付禁止のルールを守りましょう

政治家は寄付を贈らない、有権者は政治家から寄付を求めない、寄付を受け取らないという寄付の「三ない」運動を進めましょう。



## まずは関心を持つことから

日本は今、さまざまな問題を抱えています。それらを解決し、一人一人が暮らしやすいまちにしていきたいためにも、私たちの声を政治に反映していくための選挙は大切です。あなたの大切な一票を投じるため、早速投票へ行きましょう。

☎住所地の選挙管理委員会(電話番号は12面下参照) または市選挙管理委員会(☎322-5815、FAX322-6150)

## 神戸市 高齢者向け臨時福祉給付金の申請はお早めに!

- 対象者 次の①~⑤をすべて満たす人
- ①平成27年1月1日現在、神戸市内に住居登録がある
  - ②昭和27年4月1日以前生まれ
  - ③平成27年度分の市民税が課税されていない
  - ④平成27年度分の市民税が課税されている人に扶養されていない
  - ⑤平成27年1月1日現在、生活保護を受給していない
- 支給額 対象者1人につき3万円(1回限り)

- 支給対象になると見込まれる人には、すでに申請書を送付しています。
- 自分は要件を満たしているのに申請書が届かないときは、神戸市臨時福祉給付金コールセンターまで、必ずお問い合わせください。(対象者の要件をよくご確認ください。)



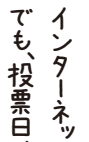
申請期限 平成28年 8月31日(水) (消印有効)

お問い合わせは 神戸市臨時福祉給付金 コールセンターへ ☎050-3161-1253 午前9時~午後6時(土日祝日も受付) おかけ間違いのないようお願いいたします FAX 078-221-1740

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意下さい。不審な電話がかかってきたり、不審なメールや郵便が届いたら、迷わず神戸市生活情報センター(☎078-371-1221)や最寄りの警察署(または警察相談専用電話 #9110)にご連絡ください。



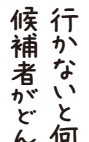
でも、投票日は仕事やから行かれへんかも。インターネットでも見られるのは便利やな。区役所などで、事前に投票ができる「期日前投票」という制度があります。平日も遅くまで開いているので、仕事や出張の予定がある人はぜひ利用してくださいね。



でも、投票日は仕事やから行かれへんかも。インターネットでも見られるのは便利やな。区役所などで、事前に投票ができる「期日前投票」という制度があります。平日も遅くまで開いているので、仕事や出張の予定がある人はぜひ利用してくださいね。



インターネットでも見られるのは便利やな。区役所などで、事前に投票ができる「期日前投票」という制度があります。平日も遅くまで開いているので、仕事や出張の予定がある人はぜひ利用してくださいね。



インターネットでも見られるのは便利やな。区役所などで、事前に投票ができる「期日前投票」という制度があります。平日も遅くまで開いているので、仕事や出張の予定がある人はぜひ利用してくださいね。

投票に行く前に知っておくべき2つの事



でも、私一人が投票に行っても何も変わらないわよね？ 投票に行っても変わらないのではなく、行かないと何も変わりません。一票一票の積み重ねで、私たちのまちは変わっていくかもしれないんです。



でも、私一人が投票に行っても何も変わらないわよね？ 投票に行っても変わらないのではなく、行かないと何も変わりません。一票一票の積み重ねで、私たちのまちは変わっていくかもしれないんです。

こんなに身近！政治で決める事

**税金**  
買い物をしたときの消費税

**教育制度**  
どのような教育を行うか

**防災対策**  
防波堤の整備

政治は私たちの生活のさまざまな事に深く関係しているんですよ。例えば…

世界の9割が「選挙権は18歳から」

欧米諸国では1970年代を中心に、選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若い世代が政治に関わっています。

アメリカでは、小・中学校で政治や選挙について授業がありました。子どもの頃から政治の仕組みを学べるので、関心が高まり、国民としての責任を感じることもできました。



トロイアノス アンジェラさん(アメリカ合衆国出身)



フランスにいたときは、18歳から家族と投票に行っていました。昔の人々は選挙権を得るために戦ってきました。投票できる権利があるのに、行かないともったいないと思います。

ワクサン メディさん(フランス出身)

若い世代がどんどん選挙に行くなら、私たちもきちんと選挙に行って、人生の先輩の背中を見せてやらないかな。神戸が投票率1位になるぐらいの政治に関心を持って市民でありたいな。



選挙を知り、政治に関心を持ってもらうため、投票所での作業を大学生にお願いしています。また、新たに選挙権を得る皆さんに、ダイレクトメールをお送りしています。投票の流れを紹介しているので、ぜひ見てください。



若い世代も選挙に関心を持って、いるんです。ところで、神戸市は若い世代に投票(行っ)てもらうために、何かしているんですか？



ニュースなどで伝えられる出来事に関心があるので、投票にはおきんと行きたいです。候補者がどんな政策をしようとしているかを知って、意味ある一票を投票したいです。



泉 万友さん(神戸女子大学・19歳)



中学・高校で選挙について学んだので早く投票に行きたいと思っていました。若い世代の意見を聞いてもらえる機会ができてうれしいです。

川岸 愛さん(神戸女子大学・19歳)

久元市長の神戸を想う



社会を変えるには

軽井沢がバスが暴走し多くの若者の命が失われし。た。七くつたある大學生の遺品の中に一冊の本があったのだそう。本のタイトルは、

「社会を変えるには」。本のページの間からはガラスの破片が見つかりました。七くなるまで前まじ読んでいたのさ。社会を変えたいのに何が出来るのか、探索しつたのにも知れません。その思いが叶うことは、永遠にありません。

翻って今を生きる私たちに、社会を変えることば、出来る力、少なくともその可能性が与えられ、います。社会を変える方法は決まらず、私たちはそれぞれ選択することば、ごきます。

そして、民主主義社会においては、投票行動が社会を変える有力な手段があることは確かです。

神戸市長 久元 喜造

国民年金からのお知らせ ~平成28年度免除・猶予申請~

27年度国民年金保険料の全額免除または納付猶予が承認されていた方で、翌年度(28年7月)以降も継続することを申し出されている方に、28年度の所得審査がおこなわれます。審査結果は、日本年金機構から通知されます。

27年度(27年7月~28年6月)の全額免除・納付猶予が承認され、翌年度以降も継続する申し出をされている方  
※一部免除(4分の3・半額・4分の1)が承認されていた方、または失業などの特別事情により承認されていた方は、継続申請の対象にはなりません。

所得審査後、28年度全額免除または、納付猶予の期間延長承認通知・不承認通知が送付されます。

※承認・不承認通知は、7月中旬から順次送付されますが、審査の状況によって、遅れる場合がありますので、ご了承ください。

●継続申請をされていない方  
●一部免除や特別事情による免除が承認されていた方  
●今回はじめて申請される方

28年度(28年7月~29年6月)の免除・猶予を希望する場合、あらかじめ申請が必要です。申請受付は、7月1日(金)からです。

免除・猶予の申請手続きは、お住まいの区の区役所・支所・出張所の国保年金係へ。